

第 78 回全国植樹祭シンボルマーク及びロゴマークの使用に関する規程

第 78 回全国植樹祭高知県実行委員会

令和 8 年 7 月 15 日策定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、「第 78 回全国植樹祭シンボルマーク及びロゴマーク」（以下「シンボルマーク等」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規程においてシンボルマーク等は、別表に掲げるものをいう。

(シンボルマーク等に関する権利)

第 3 条 シンボルマーク等に関する一切の権利は、第 78 回全国植樹祭高知県実行委員会（以下「実行委員会」という。）に属する。また、実行委員会の解散後は、高知県に属するものとする。

(使用の届出)

第 4 条 シンボルマーク等を使用しようとする者は、新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合並びに高知県、高知県内市町村、公益社団法人国土緑化推進機構及び公益社団法人高知県森と緑の会が主体となって実施するイベント等で使用する場合を除き、あらかじめ実行委員会会長（以下「会長」という。）に届出をしなければならない。

2 前項の届出をしようとする者は、第 78 回全国植樹祭シンボルマーク及びロゴマーク使用届出書（別記様式第 1 号）に次の書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 会社概要等届出者の事業内容がわかる資料
- (2) シンボルマーク等の使用状況がわかる完成見本等
- (3) その他会長が必要と認める書類

3 会長は、第 1 項の届出があった場合において、その内容がこの規程に適合しないと認めるときは、届出者に対し、シンボルマーク等の使用方法その他必要な事項について修正その他必要な措置を講ずるよう求めることができる。

(使用上の遵守事項)

第 5 条 シンボルマーク等の使用にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 届出をした使用内容のみに使用すること。
- (2) 別表に掲げる禁止事項に抵触しないこと。

- (3) 当該使用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。

(使用差止め等)

第6条 シンボルマーク等の使用が本規程に反する場合、又は次の各号のいずれかに該当する場合は、会長は使用を差止め、使用届出を行った者（以下「使用者」という。）に対し、商品等の物件等の回収等の措置を請求することができる。

- (1) 法令又は公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 第78回全国植樹祭の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者に商品等を販売する場合
- (6) シンボルマーク等の使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (7) シンボルマーク等のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (8) シンボルマーク等の著しい変形その他シンボルマーク等の使用方法が適当でないと認められる場合
- (9) シンボルマーク等の使用目的が第78回全国植樹祭の開催理念、基本方針等から逸脱している場合
- (10) その他、シンボルマーク等の使用が適当でないと認められる場合

(暴力団排除条項)

第7条 使用者は次の各号のいずれかに該当してはならない。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) 使用者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等が使用者の事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等を使用者の業務に従事させ、又は使用者の業務の補助者として使用しているとき。

- (6) 暴力団又は暴力団員等が使用者の経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) 使用者の役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) 使用者の役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(使用の期間)

- 第8条 シンボルマーク等を使用できる期間は令和10年6月30日までとする。ただし、使用期間が限定されているときは、当該使用に必要な期間について届出をすること。
- 2 前項の規定にかかわらず、使用者は、当該使用届出の事項を変更しない限り、在庫整理の期間として、令和10年12月31日まで、引き続きシンボルマーク等を使用することができるものとする。

(経費等の負担)

- 第9条 実行委員会は、この規程による使用届出に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

- 第10条 実行委員会は、シンボルマーク等の使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。
- 2 使用者は、シンボルマーク等を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、実行委員会に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
- 3 使用者は、シンボルマーク等の使用に際して故意又は過失により実行委員会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を実行委員会に賠償しなければならない。

(届出内容の変更等)

- 第11条 使用者が使用届出の内容について変更しようとする場合は、あらかじめ第78回全国植樹祭シンボルマーク及びロゴマーク使用変更届出書(別記様式第2号)を会長に提出しなければならない。

(使用料)

第 12 条 シンボルマーク等の使用は、無料とする。

(目的外使用及び権利譲渡等の禁止)

第 13 条 使用者は第 4 条の届出における事項以外の目的に使用してはならない。

(情報の公開)

第 14 条 会長は、シンボルマーク等の使用促進を図る観点から、使用届出の状況その他必要な事項について情報を公開することができる。

(事務)

第 15 条 この規程に関する事務は、実行委員会事務局が行う。

(その他)

第 16 条 この規程に定めるもののほか、シンボルマーク等の使用に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 8 年 7 月 15 日から適用する